

各都道府県介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 介護制度改革本部

介 護 制 度 改 革 INFORMATION

今回の内容

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令等の
交付について

計 10 枚 (本送信票除く)

vol. 116

平成 18 年 6 月 30 日

厚生労働省介護制度改革本部

〔 貴都道府県内市町村及び関係諸団体に
速やかに送信いたしますよう
よろしくお願ひいたします。〕

事務連絡
平成18年6月30日

都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局介護保険課

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、税制改正に伴う特定入所者介護サービス費等の激変緩和措置を規定する介護保険法施行規則の一部を改正する省令及び関係告示が別添のとおり本日公布されましたのでお知らせいたします。

なお、税制改正に伴う激変緩和措置に関しては、

- ①保険料については、「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号）」（3月1日公布）附則第4条
- ②高額介護サービス費等については、「介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）」（3月31日公布）附則第23条及び附則第24条

において既に規定されています。

つきましては、管下の市町村等に対しまして、周知いただきますようよろしくお願ひいたします。

<担当>

厚生労働省老健局

介護保険課企画法令係

Tel 03-5253-1111（内線）2260、2164



(号外) 独立行政法人国立印刷局

(省令)

四 次

- 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令(同一二八)
- 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同一三九)
- 独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令(同二六一)
- 農林水産省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(農林水産六一)
- 平成十八年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の施行期日等を定める件(文部科学八六)
- 学校教育法施行規則第七十条第一項規則の一部を改正する省令(同二六五)
- 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働三一)
- 財務省組織規則の一部を改正する省令(財務四七)
- 税理士法施行規則の一部を改正する省令(同四八)
- 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働三一)
- 療法施行規則の一部を改正する省令(同一三三)
- 厚生労働省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(同二三四)
- 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同一三五)
- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(同一三六)
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同一三七)

〔告示〕

- 物価運動国債の取扱いに関する省令 第二条の規定に基づき、次世代育成支援対策推進センターを指定した件(同四〇三)
- 介護保険法施行規則附則第二十三条第一項各号及び第二項各号並びに附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第二項第一号に規定する居住費の負担限度額並びに同令附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の二第二項第一号に規定する居住費の負担限度額を定める件(同四〇五)
- 介護保険法施行規則附則第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第二項第一号に規定する居住費の負担限度額並びに同令附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の二第二項第一号に規定する居住費の負担限度額を定める件(同四〇六)

- 次世代育成支援対策推進法第二十条第一項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進センターを指定した件(同四〇三)
- 介護保険法施行規則附則第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第二項第一号に規定する居住費の負担限度額並びに同令附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の二第二項第一号に規定する居住費の負担限度額を定める件(同四〇五)
- 介護保険法施行規則附則第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第二項第一号に規定する居住費の負担限度額並びに同令附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の二第二項第一号に規定する居住費の負担限度額を定める件(同四〇六)

三

- 電波法第二百三条の二第一項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件(総務三七八)
- 環境省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(環境二一)
- 高度専門士の称号の付与に関する文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件(同八八)
- 高度専門士の称号の付与に関する文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件(同八九)
- 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)第四条第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業產品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなつた特定特恵鉱工業產品等及び月を告示する件(財務二六二)
- 財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でできる事務所を定める件の一部を改正する件(同二六三)
- 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件(同四〇一)
- 基本診療料の施設基準等の一部を改正する件(厚生労働四〇〇)
- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数の一部を改正する件(同四〇一)
- 介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する居住費の特定負担限度額の一部を改正する件(同四〇二)
- 介護保険法施行規則附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(同四〇八)
- 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(同四〇九)

(以下次のページへ続く)

(号外第152号)

附則
この省令は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第四百十条、第四百二十八条、第四百一十九条、第四百六十六条の二、第四百八十五条、第四百八十六条、第四百九十七条、第四百九十九条から第五百五十二条まで、第五百十三条、第五百十四条、第五百十七条、第五百十八条、第五百四十三条、第五百四十七条、第五百五十五条及び第五百五十六条の改正規定並びに附則第二項の改正規定は同月十日から施行する。

「理課」を加える

財務大臣 谷垣 穎

平成十八年六月三十日
税理士法施行規則の一部を改正する省令
税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する
財務大臣 谷

第十二条第一項を「第十八条第一項」に改める。

この命令は、平成十八年七月一日から施行する。

介護保険法（平成九年法律第二百一十二号）第五十一条の二第一項及び第九項並びに第六十一条の二第一項及び第九項並びに介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項の規定に基づく

き、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
厚生労働大臣 川崎 一郎
平成十八年六月三十日
ト成る所は廃止する旨

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
附則第十八条の前に見出しとして「（平成十八年改正令の施行に伴う経過措置）」を付し、同条中「政

附則に次の五条を加える。

第二十三条 法第五十一条の第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、第八十三条の五に規定する者のほか、平成十八年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間、次のいずれかに該当する者を扶助する場合、平成二十一年六月三十日までに扶助料金の支拂いを受取るに要する。

した者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービスの支給を受ける者に限る」とする。

一 平成十八年改正令(附則第一号)第三項第一号に掲げる者であつて、令第二十二条の二に規定する合計額(以下「この条において「収入金額等」といふ)が八十万円以下のものに
二 は平成八年改正令(附則第一号)第三項第一号に掲げる者であつて、令第一二十二条の二第七項

に規定する老齢福祉年金（以下「老齢福祉年金」という。）の受給権を有しているもの
法第五十一条の第二項の厚生労働省令で定める事項に規定する
と 法第五十一条の第二項の厚生労働省令で定める事項に規定する
ま ことと並んで、三十日以内に該保険者は、次第ハザマニの該当してゐる

限る。)とする。
一、平成十八年改正令附則第二十三条第三項第一号に掲げる者であつて、収入金額等が八十万円以下

二、平成十八年改正令附則第二十三条第三項第一号に掲げる者であつて、老齢福祉年金の受給権を有しているもの

第八十三条の六第一項		前条の	
附則第二十五条第一項又は第二項		の	
第八十三条の六第二項	要介護被保険者	前条各号	居宅要支援被保険者
第八十三条の六第四項	要介護被保険者	同項第一号及び第四号	二項各号
第八十三条の六第五項	要介護被保険者	同項第一号	同項第一号
第八十九項及び第十項	要介護被保険者	前条各号	居宅要支援被保険者
第八十三条の六第七項	居宅要支援被保険者	二項各号	二項各号又は第三項各号

二 下のもの
平成十八年改正令附則第二十四条第三項第一号に掲げる者であつて、老齢福祉年金の受給権を有しているもの
(法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者の特例に係る認定の手続等)
第二十六条 第八十三条の六第一項第一号、第二号及び第五号並びに第二項から第十項まで、第八十三条の七並びに第八十三条の八の規定は、前条第一項又は第二項の規定による市町村の認定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、第九十七条の三に規定する者のほか、平成十九年七月一日から平成二十年六月三十日までの間、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。）とする

(法第五十五条の二第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者の特例に係る認定の手続等)
第二十四条 第八十三条の六から第八十三条の八までの規定は、前条第一項又は第二項の規定による市町村の認定について準用する。この場合において、第八十三条の六第一項中「前条の一」とあるのは「附則第二十三条第一項又は第二項の」と、同項第一号及び同条第五項第一号中「前条各号」とあるのは「附則第二十三条第一項各号又は第二項各号」と、第八十三条の七中「前条第一項」とあるのは「附則第二十三条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者の特例)

第二十五条 法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、第九十七条の三に規定する者のほか、平成十八年七月一日から平成十九年六月三十日までの間、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(介護予防短期入生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者)に限る。とする。

第八十三条の七

第二十七条 施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護老人（特別養護老人ホームの住居型）に属する者に対する施設料金の額は、

第二十七条 施行法第十三条规定第五項の厚生労働省令で定める要介護旧搭入所者(同条第三項に規定する要介護旧搭入所者を)は、第一百七十二条の二において準用する第八十三条の五に規定する者のほか、平成十八年七月一日から平成十九年六月三十日までの間次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者とする。

一 平成十八年改正令附則第十二条第三項第一号に掲げる者であつて、令第二十二条の二第七項に規定する合計額(以下この条において「収入金額等」という)が八十万円以下のもの

二 平成十八年改正令附則第十二条第三項第一号に掲げる者であつて、老齢福祉年金の受給権を有しているもの

厚生労働省告示第四百三号
次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十号）第二十条第一項の規定に基づき、平成十八年六月三十日付にて次世代育成支援対策推進センターとして次の団体を指定したので告示する。

高生労働大臣が指定する次世代育成支援政策推進センター	
名 称	
三重県中小企業団体中央会	主たる事務所の所在地
高知商工会議所	三重県津市栄町一丁目八九十一番地 高知県高知市本町一丁目六番二十四号

○厚生労働省告示第四百四十九
介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)第五十一条の二第一項第一号及び第六十一条の二第二項第一号の規定に基づき、介護保険法施行規則附則第二十三条第一項名号及び第二項名号並びに附則第二十五条第一項名号及び第二項名号に掲げる者による介護保険法第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額を次のように定め、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十日
介護保険法施行規則第二十三条第一項各号及び第一項各号並びに附則第二十五条第一項各号及び第一項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第一項第一号及び第六十一條の二第一項第一号に規定する食費の負担限度額
二第一項第一号に規定する食費の負担限度額
介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）附則第二十三条第一項各号及び第一項各号並びに附則第二十五条第一項各号及び第一項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第一項第一号及び第六十一條の二第一項第一号に規定する食費の負担限度額は、
次表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

区分	分	額
一 イ 施行規則附則第二十三条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	一百五十円	一日につき
二 ロ 施行規則附則第二十五条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	三百九十九円	一日につき
三 イ 施行規則附則第二十三条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	三百九十九円	一日につき
四 ロ 施行規則附則第二十五条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる者	三百九十九円	一日につき

一 イ	施行規則附則第一二十三条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	一日につき 六百五十円
二 イ	施行規則附則第二十三条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる者	一日につき 三百九十九円
○ 口	厚生労働省告示第四百五号	
○ 口	介護保険法(平成九年法律第八百一十三号)第五十一条の二(第二項第一号及び第六十一条の二(第一項の規定に基づき、介護保険法施行規則附則第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十五条の一第一項第一号に規定する居住費の負担限度額並びに同令附則第二百五十二条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十五条の二第二項第一号に規定する滞在費の負担限度額を次のように定め、平成十八年七月一日から適用する。	

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

五十一条の二第二項第一号に規定する居住費の負担限度額並びに同令附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額並びに施行規則附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第十二条の二第二項第一号に規定する滞在費の負担限度額は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び下欄に掲げる居住等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

厚生労働省令第三十六号。以下「施行規則」と

行規則」という。)附則第一

の第二項第一号に規定する居住場所等に掲げる者に係る同法第十条の上欄に掲げる所得の区分及びある。

所 得 の 区 分		居宅等の区分		類
一 イ 項 第一号に掲げる者 ロ 項 第一号に掲げる者	二 イ 項 第二号に掲げる者 ロ 項 第二号に掲げる者	ニニット型個室 従来型個室（特養等） ヨニット型準個室	ニニット型準個室 従来型個室（特養等） ヨニット型準個室	
多床室 従来型個室（老健・療 養等）	従来型個室（特養等）	ヨニット型個室 ヨニット型準個室	ニニット型個室 従来型個室（特養等） ヨニット型準個室	ニニット型準個室 従来型個室（特養等） ヨニット型準個室
三百二十円 四百九十五円	一日につき 四百二十円	八百二十円 四百九十九円	一千三百十円 三百二十円	一千六百四十円 一千六百四十円
三百二十円 四百九十五円	一日につき 四百二十円	八百二十円 四百九十九円	一千三百十円 三百二十円	一千六百四十円 一千六百四十円

備考

この表において「ゴニット型個室」とは、介護保険法第五十五条の二第一項第一号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の二第二項第一号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百一二号）

二 「この表記において「ユニット型準個室」とは、居住費用告示の表掲者」に規定するユニット型準個室をいう。

三 この表において「從米型個室〔特養等〕」とは、居住費用告示の表備考三に規定する從米型個室〔特養等〕をいう。

四 この表において「従来型個室(老健・療養等)」とは、居住費用告示の表編考四に規定する従来型個室(老健・療養等)をいう。
五 この表において「多床室」とは、居住費用告示の表備考五に規定する多床室をいう。

(参考)

介護保険法施行規則の一部改正

1. 概要

(1) 平成17年度税制改正の影響により、市町村民税が課税となる者及びその者と同一世帯にいる市町村民税非課税者（新たに利用者負担第4段階となる者）については、地方税法上、平成18年度から2年間の経過措置が行われることを踏まえ、利用者負担段階が2段階以上上昇する者を特定入所者介護サービス費等（いわゆる補足給付）の支給対象者とする経過的な特例（2年間）を設けるとともに、その支給対象者の認定手続等を定める。（附則第23条～附則第26条関係）

(2) 特別養護老人ホームの旧措置入所者についても、(1)と同様に、特定入所者介護サービス費の特例及び認定手続等を定める。（附則第27条関係）

2. 施行期日

平成18年7月1日

(参考)

介護保険法施行規則附則第二十三条第一項各号及び第二項各号並びに附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額

1. 概要

介護保険法施行規則の一部改正により、特定入所者介護サービス費等（いわゆる補足給付）における利用者負担段階が2段階以上上昇する者について、1段階の上昇に止めることとする食費の負担限度額を定める。

2. 施行期日

平成18年7月1日

介護保険法施行規則附則第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額並びに同令附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額

1. 概要

介護保険法施行規則の一部改正により、特定入所者介護サービス費等（いわゆる補足給付）における利用者負担段階が2段階以上上昇する者について、1段階の上昇に止めることとする居住費及び滞在費の負担限度額を定める。

2. 施行期日

平成18年7月1日

介護保険法施行規則附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額

1. 概要

介護保険法施行規則の一部改正により、特定入所者介護サービス費等（いわゆる補足給付）における利用者負担段階が2段階以上上昇する旧措置入所者について、1段階の上昇に止めることとする食費の特定負担限度額を定める。

2. 施行期日

平成18年7月1日

介護保険法施行規則附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額

1. 概要

介護保険法施行規則の一部改正により、特定入所者介護サービス費等（いわゆる補足給付）における利用者負担段階が2段階以上上昇する旧措置入所者について、1段階の上昇に止めることとする居住費の特定負担限度額を定める。

2. 施行期日

平成18年7月1日